

第 1 編 総 則

第 1 章 目的と構成

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 計画の目的(国民保護法第 35 条)

(1) 市の責務(国民保護法第 3 条第 2 項)

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び千葉県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ(国民保護法第 35 条)

市は、その責務を考え、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項(国民保護法第 35 条第 2 項)

市国民保護計画においては、以下の事項について定める。

- ア 当該市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総則

第 2 編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

- 第3編 緊急対処事態への備えと対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

3 計画の変更

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続(国民保護法第39条第3項)

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民保護措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重(国民保護法第5条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。国民保護措置の実施に当り、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済(国民保護法第6条)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供(国民保護法第8条)

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者・障害者・外国人その他の情報伝達に際し、援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力(国民保護法第4条)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、以下に挙げる必要な協力をするよう努めるものとする。

ア 住民の避難に関する訓練への参加(国民保護法第42条)

イ 避難住民への誘導への協力(国民保護法第70条)

ウ 救援への協力(国民保護法第80条)

エ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力(国民保護法第115条)

オ 保健衛生の確保の協力(国民保護法第123条)

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施(国民保護法第9条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重(国民保護法第7条)

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(国民保護法第22条)

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

日本国憲法第3章に規定されている基本的人権の保障は、その権利の性質上、外国人に適用可能なものは外国人にも適用されるべきであると解釈されている。すなわち、国民保護法においても、原則として外国人も日本人と同様に保護の対象となり、武力攻撃災害から保護すべきことに配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

- (1) 着上陸侵攻
 - (ア) 特徴
事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要。
 - (イ) 留意点
一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定。
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - (ア) 特徴
事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定。
 - (イ) 留意点
攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施。
- (3) 弾道ミサイル攻撃
 - (ア) 特徴
発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後短時間で着弾。
 - (イ) 留意点
迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心。
- (4) 航空攻撃
 - (ア) 特徴
航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難。
 - (イ) 留意点
地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要。

2 緊急対処事態の事態例

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - (ア) 事態例
 - a 原子力事業所等の破壊
 - b 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - c 危険物積載船への攻撃

- d ダムの破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - (イ) 事態例
 - a 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - b 列車等の爆破
 - (2) 攻撃手段による分類
- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - (ア) 事態例
 - a ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - b 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - c 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - d 水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - (イ) 事態例
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

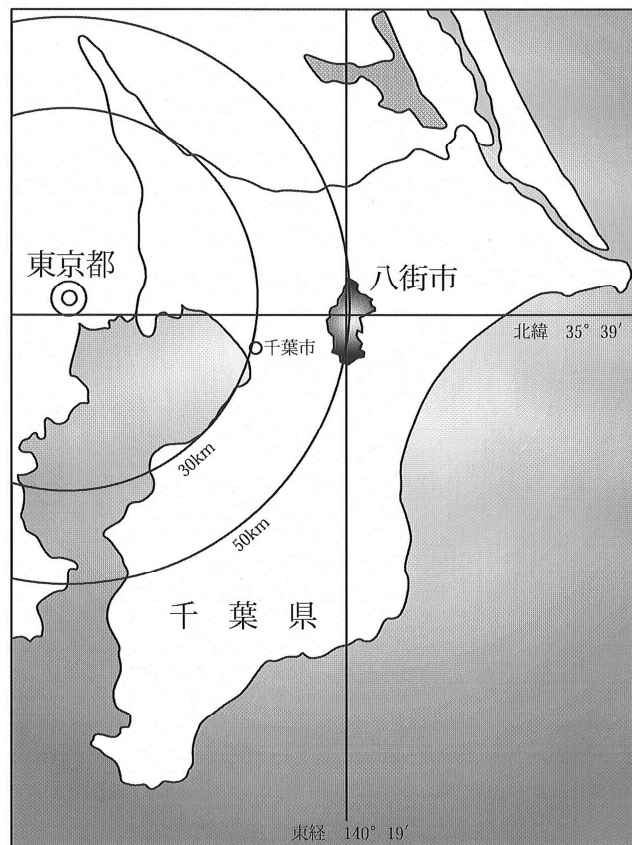
第4章 市の地理的、社会的特徴

市が、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するに当たり、特に考慮すべき地理的、社会的特徴は以下の通りである。

1 位置

八街市は千葉県北部のほぼ中央、北緯 35 度 39 分、東経 140 度 19 分に位置し、東京から 50km 圏内、京葉工業地帯から 20km、成田国際空港から 10km の位置にある。

東は山武市、南は東金市及び千葉市、西は佐倉市、北は酒々井町及び富里市に接している。広ぼうは東西に狭く約 7.7km、南北に長く約 16km、面積は 74.94km² である。



平成 29 年版 八街市統計書より

2 地形

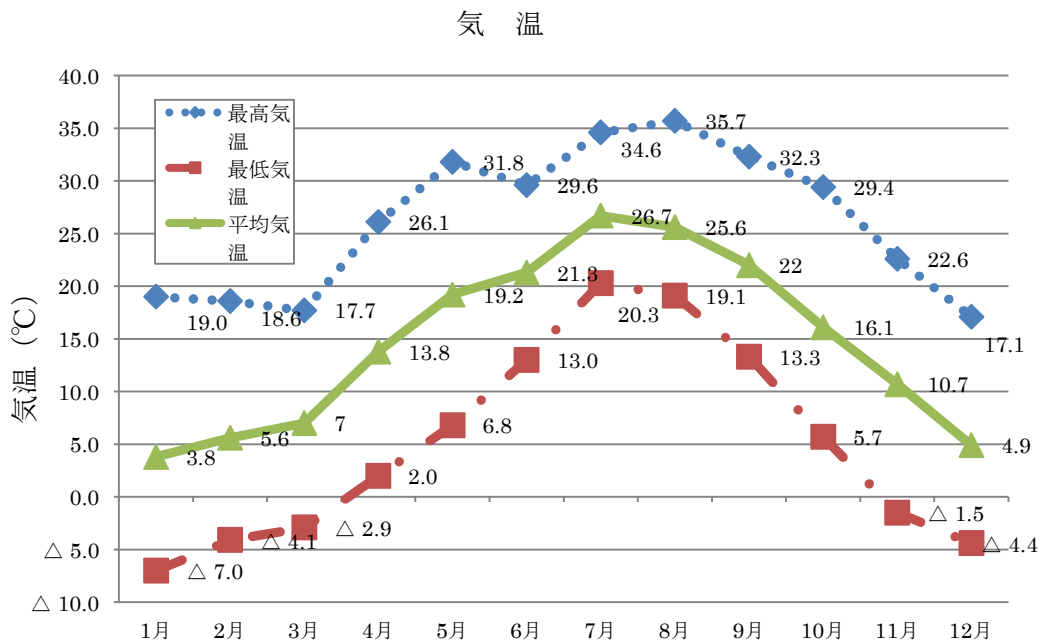
八街市は、南総台地と北総台地が接する位置にあり、そのほとんどが緩やかな起伏のある台地である。この台地部を鹿島川や中小の水路が水田とともに細長く入り組み、谷津田を形成している。

地勢は若干北に傾斜しており、印旛沼水域に含まれるが、分水界により東方向に流

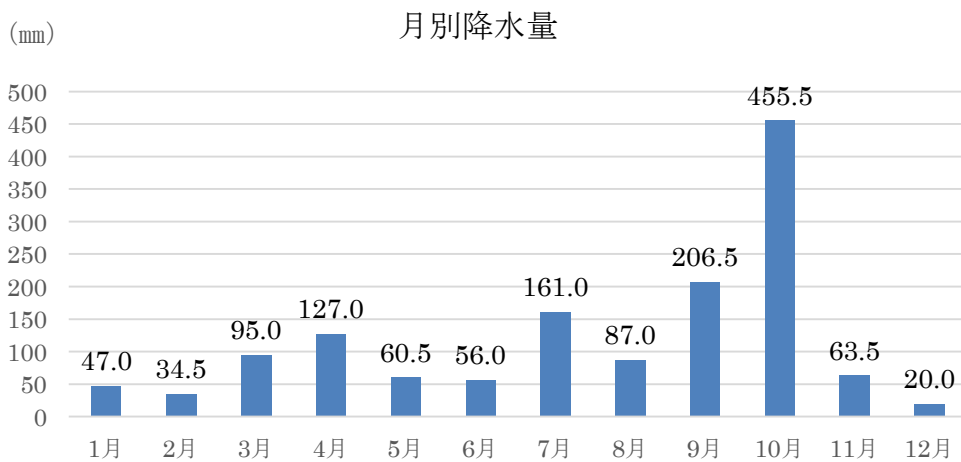
出する部分もある。地質は第四紀層から形成され、上部は厚い関東ローム層で覆われている。

3 気象

八街市は、南総台地と北総台地が接する位置にあり、夏は暑く、冬は寒いという四季の変化のはっきりした気候風土である。



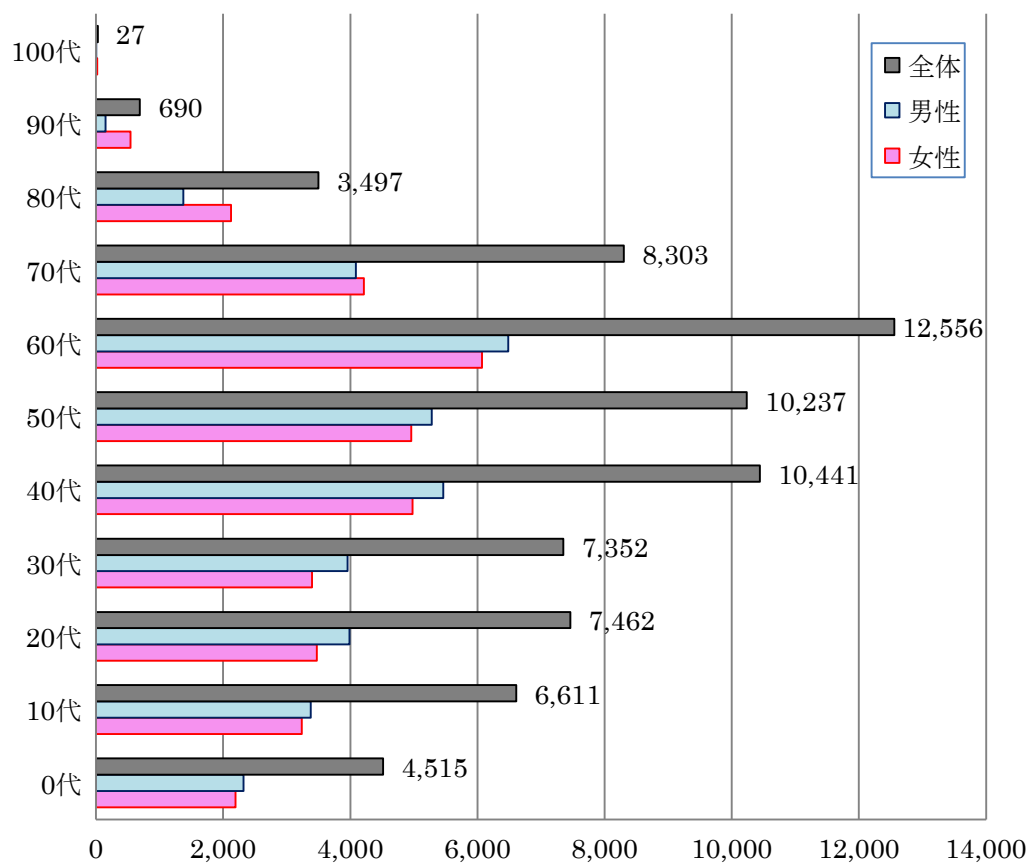
※平成 29 年版 佐倉地域気象観測所による



※平成 29 年版 佐倉地域気象観測所による

4 人口分布

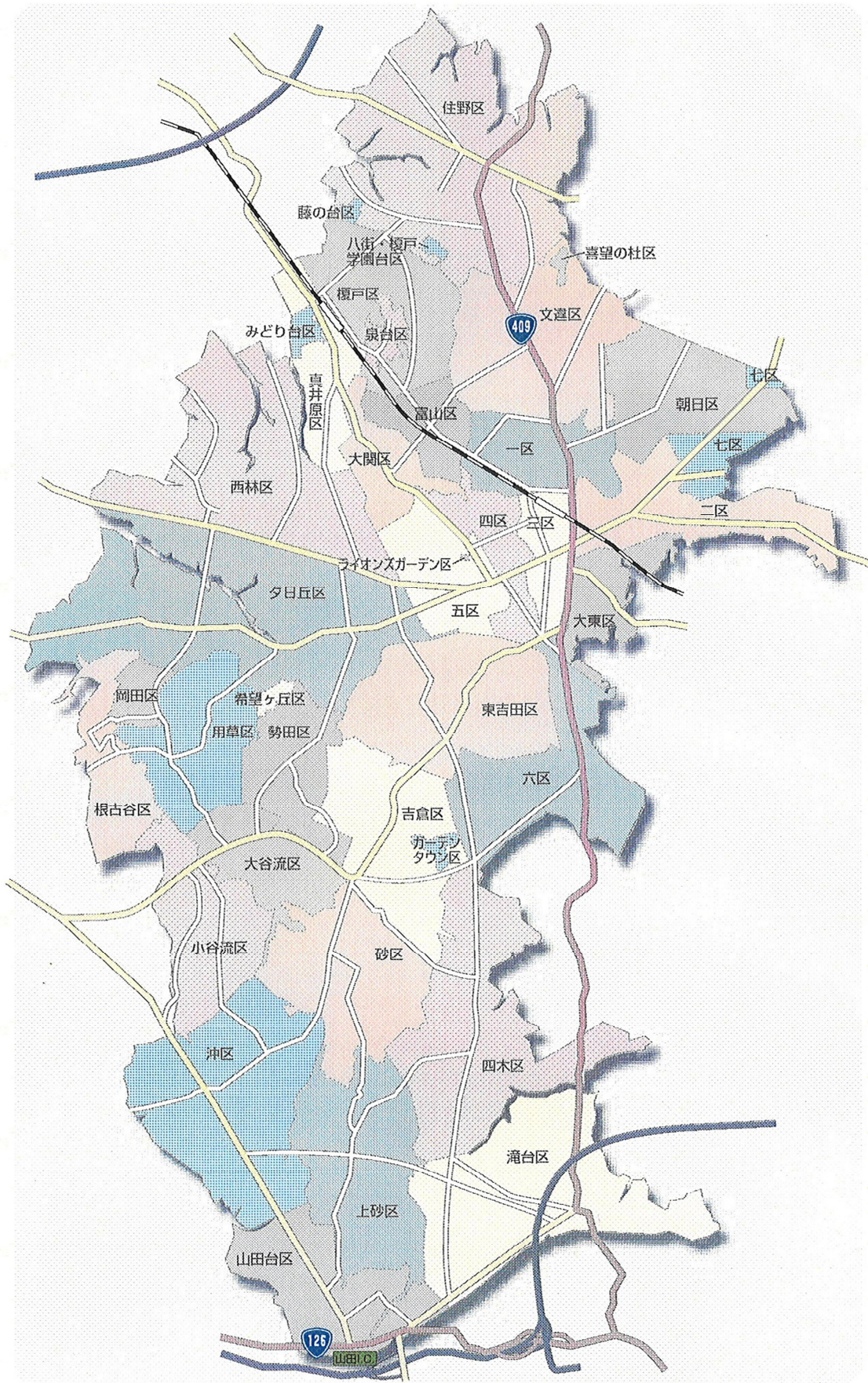
八街市の人口は、平成 29 年 4 月 1 日現在、7 万 1,691 人(3 万 1,133 世帯、男性 3 万 6,486 人、女性 3 万 5,205 人)である。(住民基本台帳法に基づくもの)



八街市全体の人口密度は、957 人/km² であり、地域別の人口分布状況及び各地区の位置は以下の通りである。

地区名	世帯数	男	女	総数
総数	31,133	36,486	35,205	71,691
一区	2,036	2,345	2,476	4,821
二区	2,196	2,450	2,386	4,836
三区	1,040	1,059	1,177	2,236

四区	1,509	1,622	1,685	3,307
五区	645	728	764	1,492
六区	1,294	1,513	1,467	2,980
七区	265	300	247	547
文違	2,723	3,225	3,072	6,297
住野	1,642	1,983	1,986	3,969
榎戸	1,482	1,735	1,638	3,373
富山	1,466	1,807	1,732	3,539
大関	477	544	477	1,021
西林	997	1,178	1,190	2,368
夕日丘	1,624	2,008	1,803	3,811
四木	443	548	452	1,000
滝台	494	501	443	944
山田台	715	865	805	1,670
沖	686	808	622	1,430
朝日	1,367	1,645	1,509	3,154
大東	809	902	901	1,803
大谷流	254	287	306	593
小谷流	82	100	91	191
根古谷	92	110	91	201
岡田	34	43	41	84
用草	180	219	198	417
勢田	406	516	464	980
東吉田	1,443	1,738	1,641	3,379
吉倉	561	680	641	1,321
砂	374	445	412	857
上砂	277	327	313	640
真井原	788	928	862	1,790
泉台	841	980	982	1,962
みどり台	419	463	504	967
希望ヶ丘	402	481	488	969
藤の台	358	398	391	789
ガーデンタウン	266	359	330	689
ライオンズガーデン	128	138	132	270
喜望の杜	204	334	308	642
八街・榎戸学園台	114	174	178	352



平成 29 年版 八街市統計書より

5 道路

八街市東部を南北に国道 409 号、八街市最南部に国道 126 号が位置し、千葉市と東金市の境界付近に千葉東金道路が位置している。

6 鉄道

八街市北部を東から北西に向けて、JR 総武本線が位置し、JR 八街駅、JR 榎戸駅を有している。平成 28 年度の 1 日平均乗車数は、JR 八街駅で 5,960 人、JR 榎戸駅で 2,175 人である(平成 29 年版八街市統計書より)。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関又は指定地方公共機関は、概ね次に掲げる事務又は業務を処理することとされている。

1 市

- ア 市国民保護計画の作成
- イ 市国民保護協議会の設置、運営
- ウ 市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営
- エ 組織の整備、訓練
- オ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- カ 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- キ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害(以下「武力攻撃災害等」という。)に関する措置の実施
- ク 国民生活の安定に関する措置の実施
- ケ 武力攻撃災害等の復旧に関する措置の実施

2 県

- ア 県国民保護計画の作成
- イ 県国民保護協議会の設置、運営
- ウ 県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という)及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- エ 組織の整備、訓練
- オ 警報の通知
- カ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施
- キ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ク 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害等への対処に関する措置の実施
- ケ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- コ 交通規制の実施

サ 武力攻撃災害等の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 東京防衛施設局
 - ア 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
 - イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整
- (3) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成
- (4) 関東財務局(千葉財務事務所)
 - ア 地方公共団体に対する災害融資
 - イ 金融機関に対する緊急措置の指示
 - ウ 普通財産の無償貸付
 - エ 被害施設の復旧事業費の査定の立会
- (5) 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- (6) 関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- (7) 千葉労働局
 - 被災者の雇用対策
- (8) 関東農政局(千葉農政事務所)
 - ア 災害救助用米穀等の緊急引渡関係
 - イ 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整
- (9) 関東森林管理局
 - 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給
- (10) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (11) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策

- (12) 関東地方整備局(千葉国道事務所)
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (13) 関東運輸局(千葉運輸支局)
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (14) 東京航空局(成田空港事務所)
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (15) 東京航空交通管制部
航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (16) 東京管区气象台(銚子地方气象台)
気象状況の把握及び情報の提供
- (17) 第三管区海上保安本部(千葉海上保安部)
 - ア 船舶内の在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 日本赤十字社
 - ア 救援への協力
 - イ 救援に関する団体、個人による救援活動の連絡調整
 - ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
- (2) (独)国立病院機構
医療助産等救護活動の実施
- (3) 医療
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医療品及び医療器材の提供
- (4) 公共的施設管理者
 - ア 道路の適切な管理

- イ 道路の応急復旧
- (5) 電気事業者
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (6) ガス事業者
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (7) バス事業者
 - 避難住民の運送の確保
- (8) 鉄道事業者
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (9) トラック事業者
 - 緊急物資の運送の確保
- (10) 電気通信事業者
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
- (11) 放送事業者
 - 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む)の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (12) 日本銀行
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
- (13) 郵便事業を営む者
 - ア 郵便の送達の確保
 - イ 窓口業務の維持

6 公共的団体

自主防災組織、防災ボランティア組織等の住民組織

- ア 災害時の情報収集・伝達、初期消火、救出援護、避難誘導等応急対策
- イ 市が行う災害活動の協力

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への 備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 組織及び体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図るため、以下の通り定める。

1 市における組織・体制の整備等

(1) 市の各部局における平素の業務(国民保護法第41条)

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る以下の業務を行う。

部局	平素の業務
総務部(会計課含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護協議会の運営に関する事。 ・ 市国民保護計画の見直しに関する事。 ・ 避難実施要領の策定に関する事。 ・ 関係機関(国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関する事。 ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。 ・ 研修、訓練及び啓発に関する事。 ・ 避難及び救援に関する体制整備に関する事。 ・ 県が行う避難施設の指定の情報提供に関する事。 ・ 生活関連等施設の把握、または安全確保の体制整備に関する事。 ・ 避難施設の管理に関する事。 ・ 物資、資機材の備蓄に関する事。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・ 警報の伝達及び緊急通報の通知の体制整備に関する事。 ・ 非常通信体制の整備に関する事。 ・ 情報通信手段の整備、運営に関する事。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他各部局、委員会に属さない武力攻撃災害体制の整備に関する こと
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他市民部内に関する武力攻撃災害対応の整備に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関すること。 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の 整備に関すること。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他健康福祉部内に関する武力攻撃災害対応の整備に関すること
地域振興部 (農業委員会事務局含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関すること。 ・ 物資運送体制の整備に関すること。 ・ 農林産業施設等の災害対応体制の整備に関すること。 ・ 集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関すること。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他地域振興部(農業委員会事務局含む)内に関する武力攻撃災害 対応の整備に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の保全計画に関すること。 ・ 所管の輸送施設(道路、橋梁)の把握に関すること。 ・ 飲料水の確保、供給に関すること。 ・ 下水道施設の機能の確保に関すること。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他建設部内に関する武力攻撃災害対応の整備に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会との調整に関すること。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他議会事務局内に関する武力攻撃災害対応の整備に関すること
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他選挙管理委員会事務局内に関する武力攻撃災害対応の整備に関 する こと
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他監査委員事務局内に関する武力攻撃災害対応の整備に関するこ と
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における国民保護に関する啓発に関すること。 ・ 避難施設(公立学校、総合体育館等)の管理、運営に関すること。 ・ 児童、生徒等の安全、避難等に関すること。 ・ 学用品の確保、調達に関すること。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関すること。 ・ その他教育委員会内に関する武力攻撃災害対応の整備に関すること

(2) 市職員の参集基準等(国民保護法第 41 条)

ア 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

イ 24 時間即対応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

ウ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【体制判断基準】

体制	体制判断基準		
	国の事態認定前	国の事態認定後	
国民保護等連絡室	全庁対応は不要だが、情報収集等の対応が必要	対策本部通知なし	全庁対応は不要だが、情報収集等の対応が必要
国民保護等緊急対策本部	全庁の対応が必要		全庁の対応が必要
市国民保護対策本部	—	対策本部通知あり	全庁の対応が必要

(ア) 国民保護等連絡室は、総務部長が設置し、速やかに市長に報告する。

(イ) 国民保護等緊急対策本部は、市長が設置する。

(ウ) 市国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき、市長が設置する。

【職員参集基準】

体制	職員の参集を要する課	参集人数
国民保護等連絡室	<ul style="list-style-type: none"> 総務部防災課 事態関係課 	風水害等の第 1 配備人数を参考に、各課であらかじめ定める
国民保護等緊急対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 総務部防災課 各部主管課 事態関係課 	風水害等の第 3 配備人数を参考に、各課であらかじめ定める
市国民保護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 全課 	風水害・震災時の第 5 配備人数

エ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

オ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

【市対策本部長の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市長	副市長	総務部長	市民部長

【市対策副本部長の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
副市長	総務部長	市民部長	地域振興部長
消防長	総務部長	市民部長	地域振興部長

【市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
総務部長	次級の先任者である市職員が代替職員となる。		
市民部長			
健康福祉部長			
地域振興部長			
建設部長			

カ 職員の所掌事務

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

キ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- (ア) 交代要員の確保その他職員の配置
- (イ) 食料、燃料等の備蓄
- (ウ) 自家発電設備の確保
- (エ) 仮眠設備等の確保等

(3) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続き等(国民保護法第 159、160 条)

ア 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、対応するものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目】

項 目	業 務 内 容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの(法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

イ 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には

保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

(1) 基本的考え方(国民保護法第41条)

ア 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する(関係機関の連絡先は資料編を参照)。

イ 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

ウ 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置の個別の課題に関する関係機関による意見交換の場を設けるなどして、関係機関相互の意思疎通を図る。

(2) 県との連携

ア 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、必要があれば定期的に更新を行い、国民保護措置の実施において、支援要請等が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。

イ 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で情報の共有を図る。

ウ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置の整合性確保に努める。

エ 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(3) 近接市町村との連携

ア 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

イ 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）と連携して近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関との連携

ア 指定公共機関、指定地方公共機関の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく（資料編参照）。

イ 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

ウ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る（資料編参照）。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) ボランティア団体等に対する支援

ア 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

イ 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動

環境の整備を図る。

3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

(1) 基本的考え方(国民保護法第8条)

ア 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

イ 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 備 面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況を収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システム等の構築に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	

ウ 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条)

ア 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、高齢者、障害者、外国人等(乳幼児も含まれる)といった、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとする。

イ 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

ウ 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を整備する。

エ 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

オ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

カ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設への情報伝達の際、連絡先について県との役割分担も考慮して定める。

キ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、協力体制を推進する。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の種類及び報告様式

市は、以下に示すような避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の照会及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。ただし、事態の状況等を勘案し、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることもできる。

【収集・報告すべき情報】

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍
- ⑥ 個人を識別するための情報(①から⑤のいずれかが不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することのできるもの)
- ⑦ 避難住民の当該性の有無
- ⑧ 負傷や疾病の有無
- ⑨ 死亡の有無
- ⑩ 負傷や疾病の状況
- ⑪ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑫ 現在の居所(遺体の所在を含む)
- ⑬ 連絡先その他必要情報

イ 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

ウ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

ア 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、連絡体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
八街市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

なお、被災情報の収集及び報告については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び八街市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

イ 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下に定める。

(1) 研修(国民保護法第42条)

ア 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、職員の研修機会を確保するよう努める。

イ 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行うよう努める。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行うよう努める。

ウ 外部有識者等による研修

市は、職員の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁、県警察及び消防の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用するよう努める。

(2) 訓練(国民保護法第42条)

ア 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事項を想定し、消防本部、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

イ 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

(ア) 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

(イ) 警報・避難の指示等の内容伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収

集訓練

(ウ) 避難誘導訓練及び救援訓練

ウ 訓練に当たっての留意事項

- (ア) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練を有機的に連携させる。
- (イ) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (ウ) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (エ) 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (オ) 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (カ) 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について以下に定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、必要な基礎的資料を資料編に掲載する。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成するなど、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成(国民保護法第16条1項)

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等で、自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との調整事項等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備をしておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の基礎的情報の把握

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域内に係っての輸送を行う運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域内に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取り扱い施設の把握等について以下に定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、また自らが保有する情報に基づき、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む 。）	文部科学省	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣 ）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、市営交通機関である「ふれあいバス」について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第4 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について以下に定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 県その他の市町村及び関係事業者との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(3) 平素からの住民自らの備蓄について

市及び県が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、平素から住民自らが備蓄するよう啓発していく。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など。なお、その種類により保冷する必要があるワクチンもあるため、保冷器具(クーラーボックス等)の配備にも留意する。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市が管理する施設及び設備等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

このため市、県、医療機関、消防機関等が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

市は、県と連携のもと、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協議して、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画を予め定めるものとする。

第6 避難行動要支援者の支援体制の整備

高齢者、障害者、外国人等(乳幼児も含まれる)といった避難行動要支援者は武力攻撃事態等の際は、自ら避難することが困難又は障害が存在するため、避難行動要支援者に対する避難、救援、情報伝達等の体制の整備について、以下のとおり定める。

1 避難行動要支援者に関する配慮

市は県と連携し、避難行動要支援者について、以下のとおり配慮するものとする。

ア 避難行動要支援者の安否確認及び必要な支援の内容の把握

イ 生活支援のための人材確保

- ウ 避難行動要支援者の実情に応じた情報の提供
- エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- オ 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- カ 避難施設又は住宅への必要な資機材の設置又は配布
- キ 避難施設又は住宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ク 避難行動要支援者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入れ要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担について、予め定めておくとしている。また、武力攻撃災害に対する知識の普及啓発を行うとされている。

3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととする等、予め対策を講ずるよう努めるとされている。

4 外国人に対する配慮

市は、県の作成した外国語版のパンフレット、ビデオ等を活用し、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとする。

第7 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を以下に定める。

1 理解の促進(国民保護法第43条)

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報

媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校等における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

また、県が文部科学省の協力を得て、私立学校に、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育に努めるよう要請することとされているが、市も必要に応じて、県と連携しこれを行うこととする。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃やテロのような事態が発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努めるとともに、日本赤十字社、県、消防機関、ボランティア団体と連携し、傷病者の応急手当に関する普及に努める。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 事態認定前の対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 初動時情報連絡体制

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、他の関係機関へ連絡する。

2 国民保護等連絡室の設置

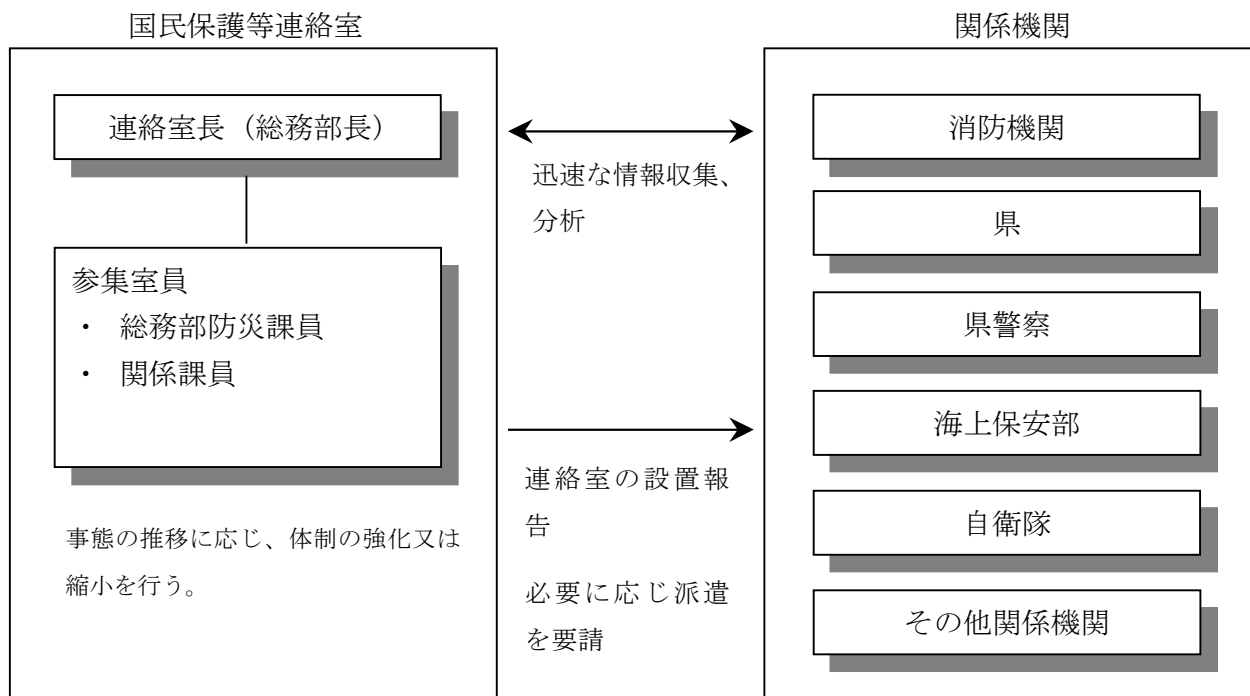
(1) 国民保護等連絡室の設置及び構成

総務部長は、的確かつ迅速に対処するため、国民保護等連絡室を設置する。国民保護等連絡室は、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

(2) 情報収集及び関係機関との連携

国民保護等連絡室は、県警察、消防機関、自衛隊の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、市内を管轄する指定公共機関及び指定地方公共機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

【国民保護等連絡室の組織構成図】



3 国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 国民保護等緊急対策本部の設置

市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部を速やかに設置する。

(2) 初動措置の確保

各種の連絡調整に当たるとともに、収集した情報を分析し、対処方針を決定する。また、決定した対処方針に基づき、応急措置を実施し、被害の最小化を図る。

(3) 関係機関への支援の要請(国民保護法第 12、13 条)

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、その災害の状況に応じて県や他の市等に対し支援を要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部の廃止

国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を設置した後、国において事態認定が行われ、本市に対し国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護

等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を廃止する。

第2 市対策本部の設置等

市は、市対策本部を迅速に設置するための手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置(国民保護法第27、28、29、30条)

(1) 市対策本部の設置の手順

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集

市対策本部事務局(総務部防災課)は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、防災のために整備している連絡名簿を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部事務局(総務部防災課)は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、総合保健福祉センター、若しくは市長が指定する場所に設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

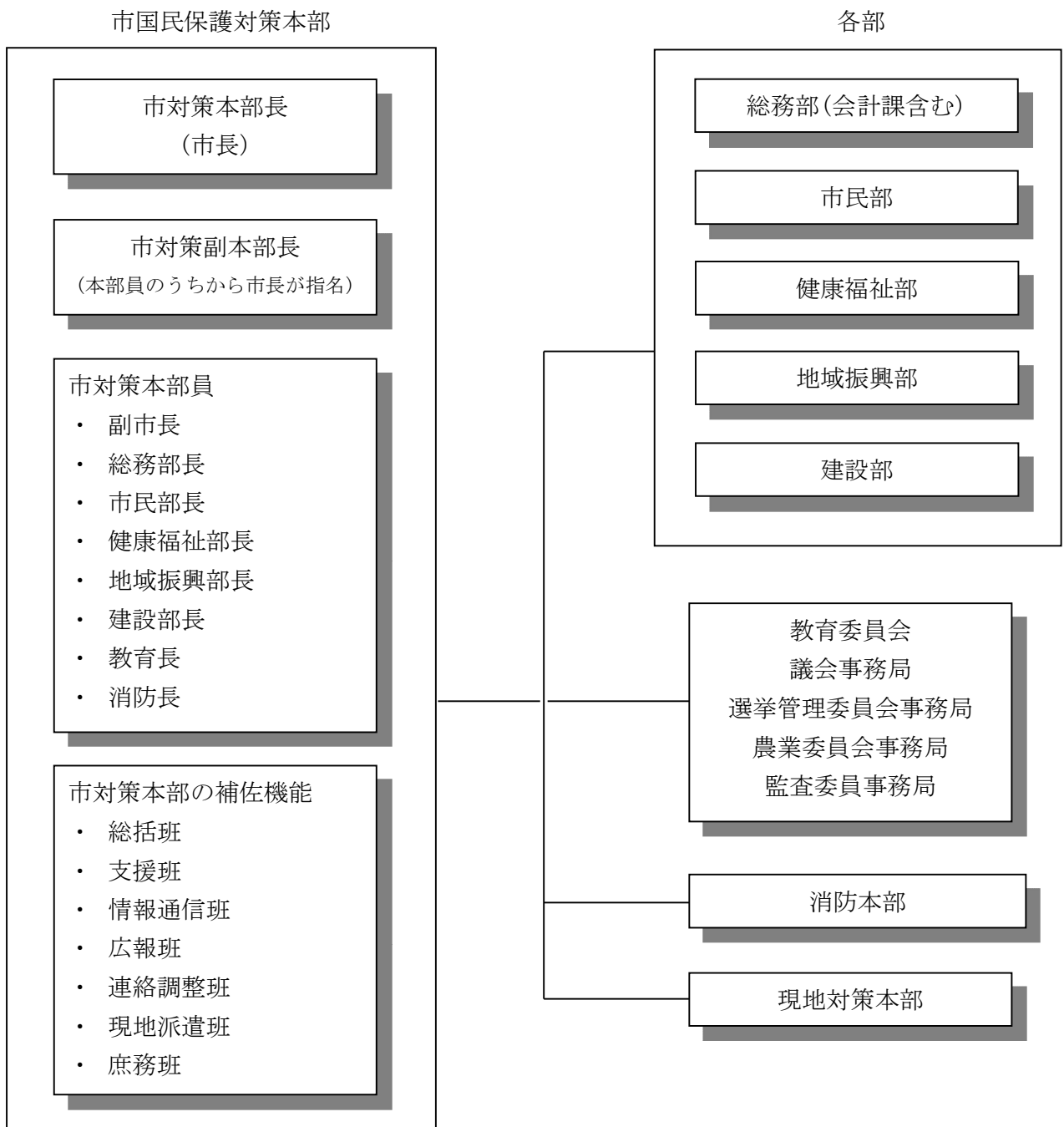
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能については、以下のとおりである。

【市対策本部の組織構成図】



【市対策本部機能の分掌事務】

班名	分掌事務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の設置に関する事 ・ 各班の総括指揮及び調整に関する事 ・ 国民保護対策の検討に関する事 ・ 他の機関の出動要請に関する事
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援派遣要請及び受入体制の整備に関する事(ボランティアを含む) ・ 緊急物資の確保に関する事 ・ 緊急輸送ネットワークの構築に関する事
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の情報収集、伝達に関する事 ・ 情報の記録統計に関する事(被害状況取りまとめ資料作成を含む) ・ 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関する事 ・ 市対策本部員会議資料の作成、会議の記録に関する事 ・ 防災行政無線の運用に関する事
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内放送に関する事 ・ 緊急放送要請に関する事 ・ 記者発表資料の作成に関する事 ・ 記者発表、取材対応に関する事 ・ 国、県等への報告に関する事 ・ 視察、議会等の対応に関する事
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部における決定事項等の伝達、調整に関する事 ・ 各部局と総括班、支援班及び広報班との調整に関する事 ・ 市対策本部員会議における本部員との調整に関する事
現地派遣班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策本部の設置に関する事 ・ 現地における被害情報の把握に関する事 ・ 市対策本部と現地の連絡調整に関する事
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部員の参集状況、安否の確認に関する事 ・ 食料及び仮眠場所の確保、その他物品の準備に関する事 ・ 市対策本部員の健康管理及び交代要員の手配等に関する事

【市対策本部各部局の主な業務】

部局名	主な業務
総務部(会計課含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員及び派遣に関する事 ・ 市対策本部の運営及び予算に関する事 ・ 庁舎、公有財産の管理に関する事 ・ 近隣被災市町村の行政運営の支援に関する事 ・ 特殊標章等に関する事 ・ 報道機関への対応に関する事 ・ 関係機関との連絡調整に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況調査に関する事 ・ 市税の減免に関する事 ・ 被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事 ・ 埋葬及び火葬に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護体制に関する事 ・ 医薬品の確保、供給に関する事 ・ 医療関係機関との連絡調整に関する事 ・ 保健衛生、防疫に関する事 ・ 毒物、劇物の取り扱いに関する事 ・ 埋葬及び火葬に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
地域振興部 (農業委員会事務局含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の要請、受付に関する事 ・ 飲料水、食品の衛生に関する事 ・ 動物の保護等に関する事 ・ 武力攻撃災害による廃棄物処理に関する事 ・ し尿処理に関する事 ・ 大気及び水質監視に関する事 ・ 生活関連物資等の価格安定に関する事 ・ 物資輸送手段の確保及び手配に関する事 ・ 観光施設及び観光客に関する事 ・ 危険物資の保安対策に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁に関する事 ・ 河川に関する事 ・ 公園施設に関する事 ・ 上下水道施設に関する事 ・ 武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関する事 ・ 応急給水の総合調整に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他部内の業務に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会との調整に関すること ・ その他局内の業務に関すること
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局内の業務に関すること
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局内の業務に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関すること ・ 児童、生徒等の安全、避難等に関すること ・ 文化財の保護に関すること ・ 学用品の確保、調達に関すること ・ 授業料の減免措置に関すること ・ その他の業務に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、防災行政無線、若しくは、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要

に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下に定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、

関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市を担当区域とする自衛隊地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(国民保護法第 151、152、153 条)

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第 252 条 17 項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ 上記に掲げるものの他、職員の派遣について必要な事項

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ 上記に掲げるものの他、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

6 市の行う応援

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請(国民保護法第4条)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保

第4 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について以下に定める。

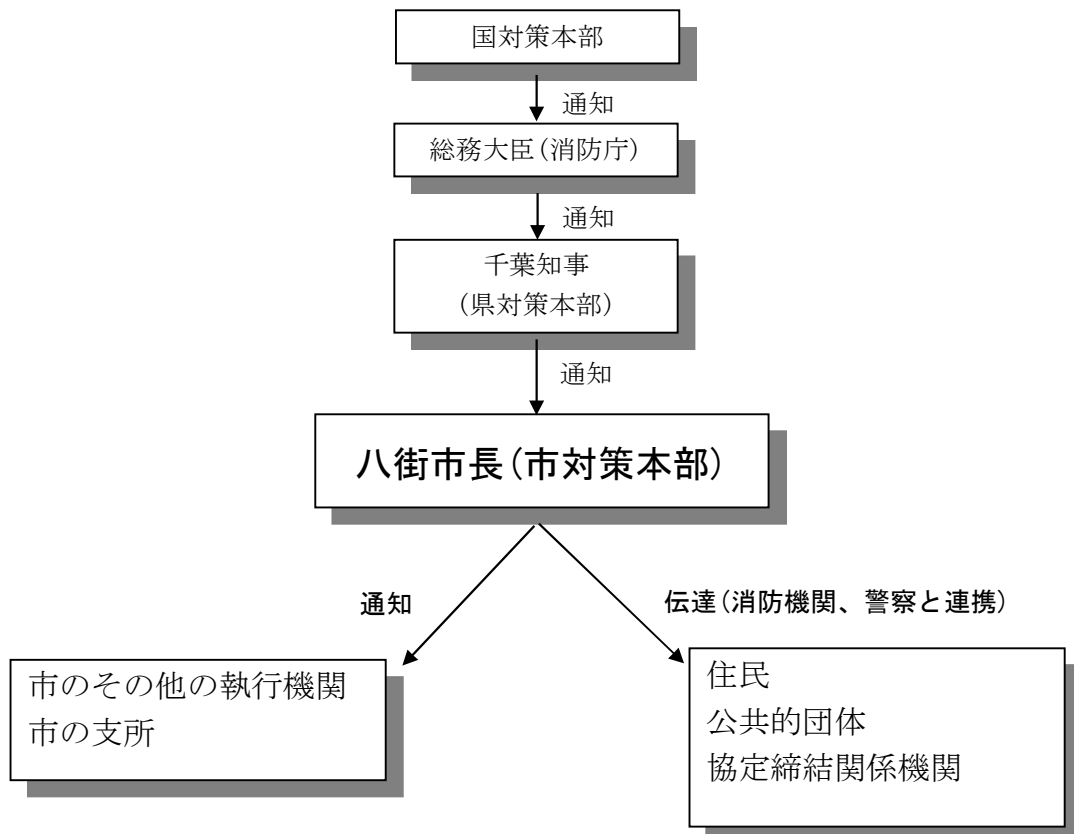
1 警報の内容の伝達及び通知(国民保護法第45、47条)

(1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係機関に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

市長は、他の執行機関や関係機関(資料編参照)に対し、警報の内容を通知する。
また、市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



(3) 警報の内容の伝達方法

ア 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報シ

システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

(ア) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

(イ) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

a この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

b なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。

イ 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備するよう努める。

この場合において、佐倉市八街市酒々井町消防組合は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

ウ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を作成するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

エ 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

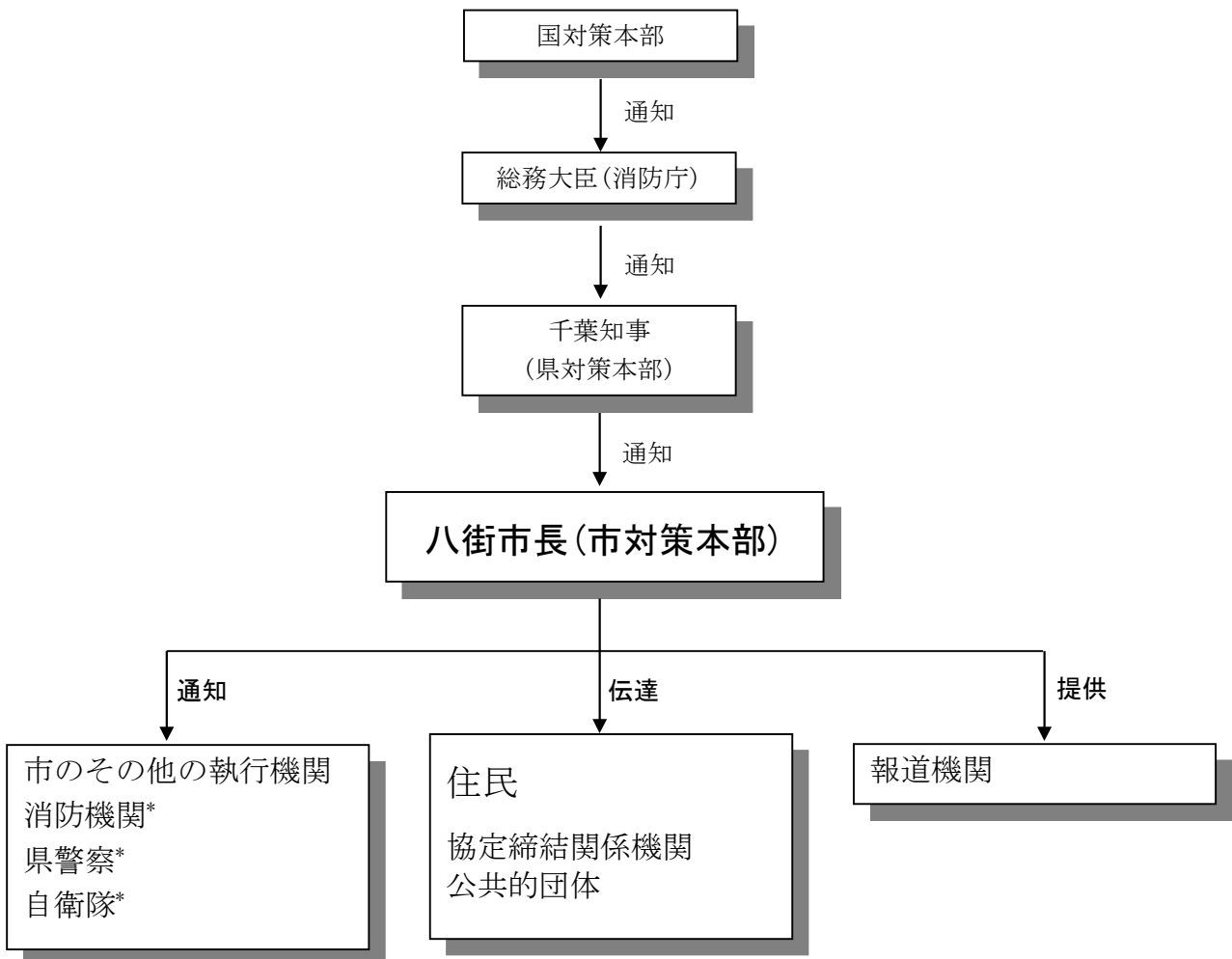
2 避難住民の誘導

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について以下に定める。

(1) 避難の指示の通知・伝達(国民保護法第54条)

ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達方法に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



* : 避難実施要領の内容連絡の場合に適用

3 避難実施要領の策定(国民保護法第 61 条)

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領は、次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、事態の状況等を踏まえて、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載する。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時避難場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、市区域を担当区域とする自衛隊の部隊長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難住民の誘導(国民保護法第 62 条)

ア 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、消防本部と協力し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

イ 消防機関の活動

市長は、消防本部が消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

ウ 避難誘導を行う関係機関との連携(国民保護法第 63、64 条)

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、市区域を担当区域とする自衛隊の部隊長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

エ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

オ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

カ 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員児童委員と社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある。）。

ここで、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

キ 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

ク 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

ケ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(ア) 危険動物等の逸走対策

(イ) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

コ 通行禁止措置の周知

道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民に周知徹底を図るよう努める。

サ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

シ 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

ス 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

セ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

4 避難に当って配慮する事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

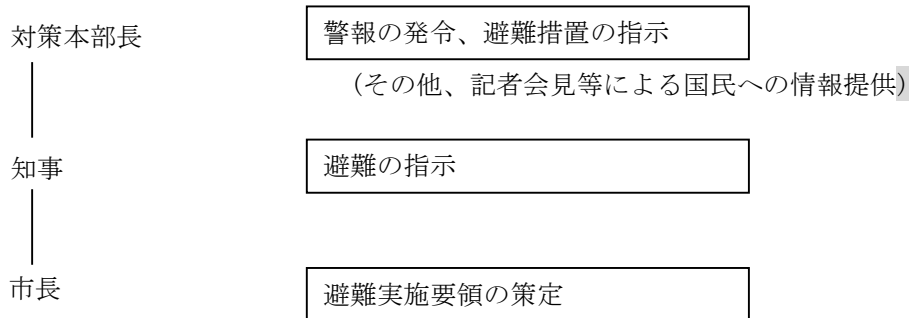
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

* 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があるものとして、市としての対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対

応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

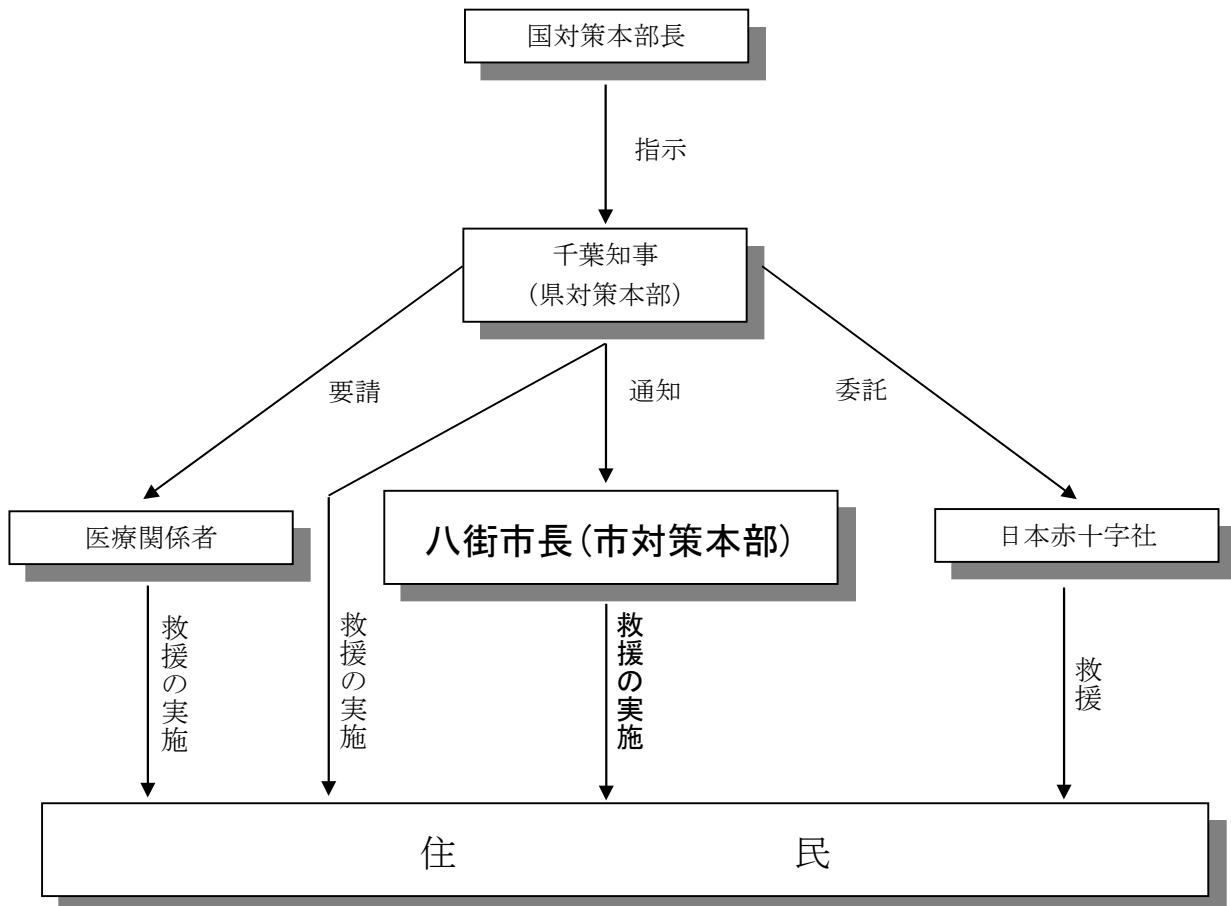
(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、市長は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

第5 救援

市と県が連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について以下に定める。

1 救援の実施(国民保護法第76条)



(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品などの供与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ク 学用品の供与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民保護措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。

(2) 救援の内容

- ア 収容施設の供与、運営、維持管理
 - (ア) 避難所の開設

市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、県と連携し、避難所を開設する。

(イ) 避難所の運営

避難所の運営は、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。

(ウ) 公営住宅の貸与

市及び県は、公営住宅について、別に定める方法により避難住民等に貸与するものとする。

(エ) 応急仮設住宅等の供与

市及び県は、別に定める方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅等を供与するものとする。

なお、応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、知事は、国に資機材の調達について支援を求めるものとする。

(オ) 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

市及び県は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

イ 食料品、飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

(ア) 供給計画の策定

市及び県は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施するものとする。

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告するものとする。

(イ) 飲料水の供給

市は、避難所において飲料水が不足する場合には、その対策について、県に協力するものとする。

(ウ) 応援物資の仕分け

市及び県は、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けするものとする。

(エ) 救援物資の運送方法等

a 運送方法

市及び県は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請するものとする。

b 運送実施状況の把握方法

市対策本部は、県対策本部から受けた事項及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

(オ) 救援物資運送路の確保

市及び県は、救援物資の運送道路を決定する際には、県対策本部と必要な

調整を行うこととする。

(カ) 受入れを希望する救援物資情報の発信

市及び県は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、住民に公表するよう努めるものとする。

ウ 医療の提供及び助産

傷病者の後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた場合、あらかじめ定められた搬送先順位に基づき、県が収容先医療機関の受入れ体制を確認した後、搬送を行う。

エ 被災者の捜索及び救出

(ア) 被災情報の把握

市は、県と協力し、被災者の情報収集を実施する。

(イ) 被災地における捜索・救出の実施

市は、救急救助活動について、県及び関係機関に協力するものとする。

(ウ) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認められる場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

オ 死体の捜索、処理及び埋葬、火葬

(ア) 死体の捜索、処理

市は、武力攻撃災害等において発生した死体の捜索、処理について、県及び関係機関に協力するものとする。

(イ) 死体の埋葬、火葬

a 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

b 埋葬、火葬の実施

市は、県に協力し、埋葬、火葬を実施する。

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県の行う応急修理に協力するものとする。

ク 学用品の給与

市は、県の行う学用品の給与に協力するものとする。

ケ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木の除去

市は、県の行う土石、竹木の除去作業に協力するものとする。

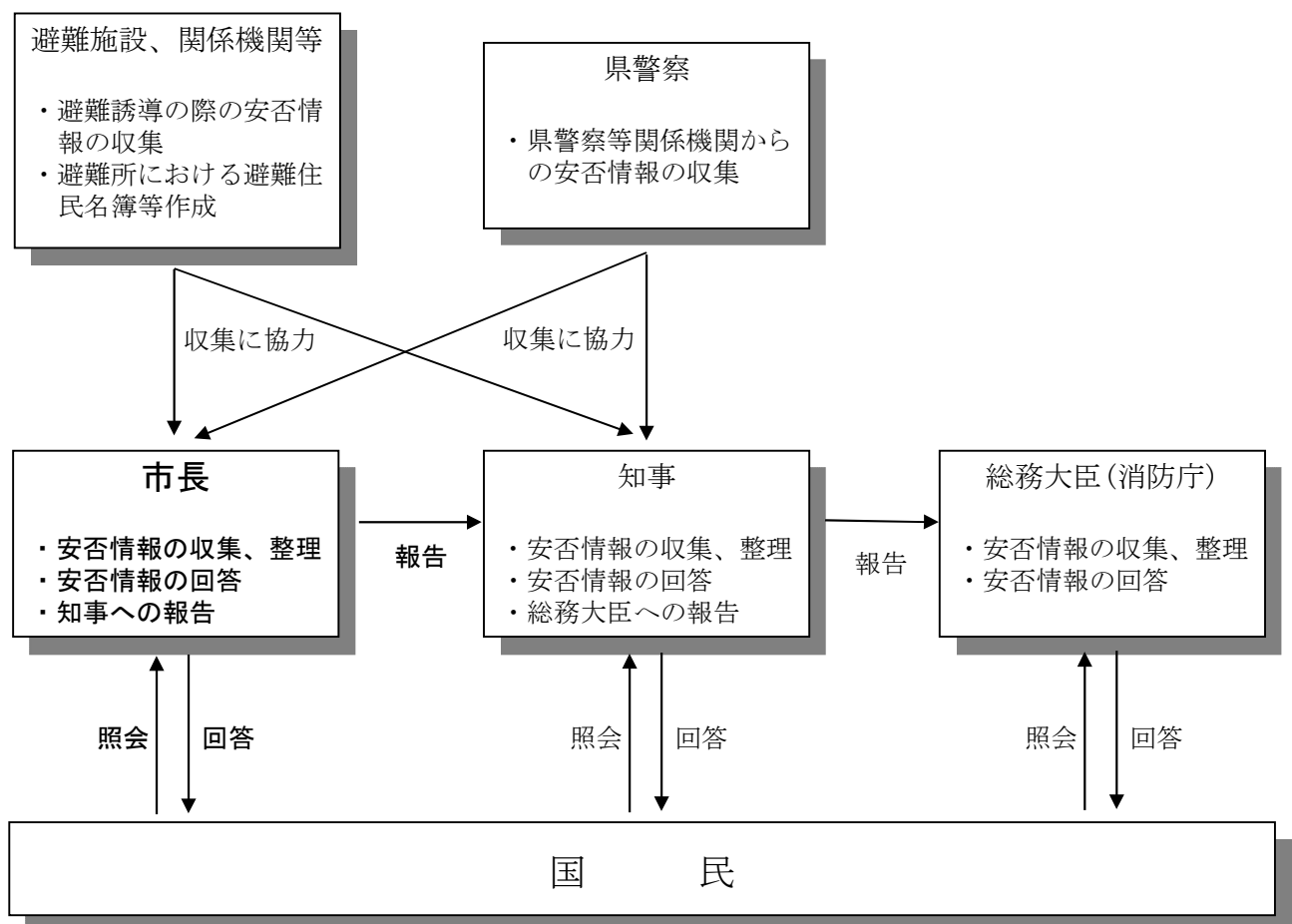
また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下に定める。

1 安否情報の収集

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。その場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する(関係機関は資料編参照)。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告(国民保護法第94条)

市は、県への報告に当っては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する【様式第3号 安否情報報告書】に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式第3号 安否情報報告書】

① 氏名	② フリガナ	③ 出生の 年月日	④ 男女 の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個人 を識別する ための情報	⑧ 負傷 (疾病) の該当	⑨ 負傷又は 疾病の 状況	⑩ 現在 の居所	⑪ 連絡先 その他 必要情報	⑫ 親族・同 居者への 回答の希 望	⑬ 知人へ の回答 の希望	⑭ 親族・同居 者・知人以外 の者への回答 又は好評の同 意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した市民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を備考欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答(国民保護法第95条)

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、

市対策本部を設置すると同時にインターネット等を利用して住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する【様式第4号 安否情報照会書】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号 安否情報照会書】

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住 所 (居所)		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 (_____)	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 _____ その他 (_____)
その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する【様式第5号 安否情報回答書】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答

する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第 5 号 安否情報回答書】

安 否 情 報 回 答 書		年 月 日
_____ 様		八 街 市 長
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの区別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの区別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力(国民保護法第96条)

市は、日本赤十字社からの要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

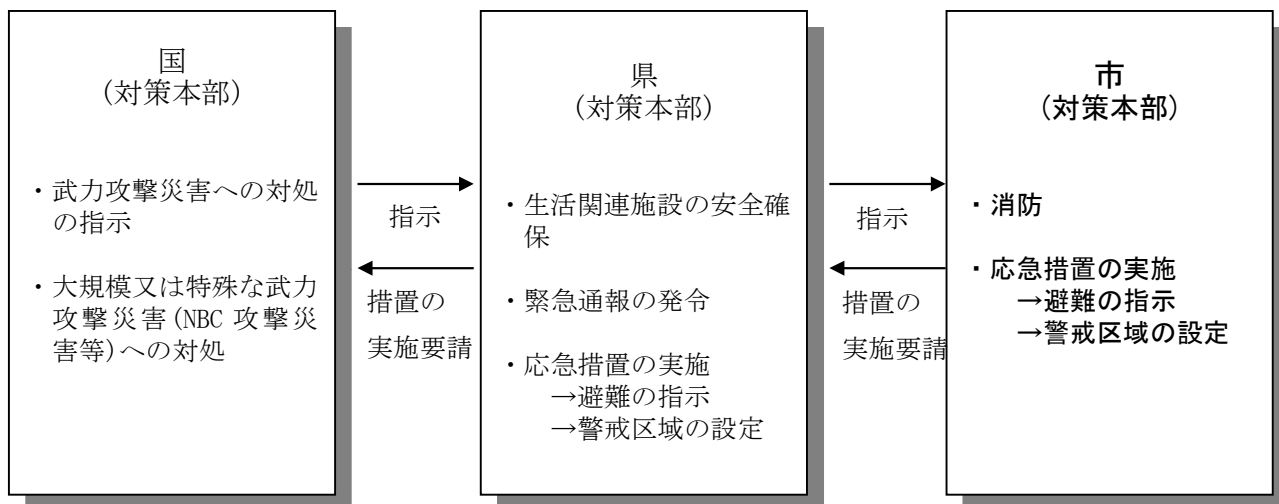
1 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害への対処を行うため、生活関連等施設の安全確保に必要な事項について以下に定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方(国民保護法第97条3、6項)

ア 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。



イ 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

ウ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報(国民保護法第98条2、3項)

ア 市長への通報

消防吏員、警察官又は海上保安官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

イ 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保

ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合において、市内の生活関連等施設の安全に関連する情報、対応状況等について、県警察等と協力し、情報の収集を行うとともに、情報を共有する。

イ 消防団による支援

消防団は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

ウ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

ア 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、佐倉市八街市酒々井町消防組合の管理者に対し、危険物質等の取扱者に、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。対象となる物質及びその措置は以下のとおりである。

(ア) 対象

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)。

(イ) 措置

- a 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3)。
- b 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)。
- c 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

イ 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上で述べた措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害への対処

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通知する。

(2) モニタリングの実施

県によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

市長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内待避又は避難の措置を講ずる。

(3) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画(原子

力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染

の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、国民保護法第 108 条に従い、措置の実施に当たる。その際、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第 108 条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中の第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場にて指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる旨
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を

講ずる要員の安全の確保に配慮する。

3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

(1) 退避の指示(国民保護法第112条)

ア 退避の指示

(ア) 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(イ) 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

a N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

b 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

イ 退避の指示に伴う措置等

(ア) 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

(イ) 市長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保等

(ア) 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

(イ) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際に

は、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

(ウ) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定(国民保護法第 114 条)

ア 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ 警戒区域の設定方法等

(ア) 警戒区域は、一定の区域をロープや標示板等で明示する。

(イ) 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

(ウ) 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

ウ 警戒区域の設定に伴う措置

(ア) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(イ) 警戒区域内では、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

(ウ) 市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

エ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等(国民保護法第 113 条)

ア 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安

その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

イ 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

(イ) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物を除去したときは、保管)

(4) 消防に関する措置等

ア 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

イ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防長は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団長は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

エ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(ウ)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

オ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入

れに関して必要な事項の調整を行う。

カ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

キ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

ク 安全の確保

(ア) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

(イ) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

(ウ) 市が被災地でない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

(エ) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

(オ) 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について以下に定める。

ア 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、

特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

ウ 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

エ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について以下に定める。

1 保健衛生の確保(国民保護法第123条)

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水

確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 環境衛生対策

ア ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、「八街市震災廃棄物処理計画(平成 14 年 12 月策定)」に基づき廃棄物処理を実施する。

イ し尿処理

(ア) 市が行う措置

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。

(イ) 避難施設等への仮設(簡易)トイレの設置

市は、県と協力し、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行うこととする。

(ウ) 広域的な支援、協力

市は、し尿処理を実施するに当たって、収集、運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められた場合には、県に対して支援を要請するものとする。

2 廃棄物の処理(国民保護法第 124 条)

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「八街市震災廃棄物処理計画(平成 14 年 12 月策定)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について以下に定める。

1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条)

市は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県が実施する以下の措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売り惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、住民への情報提供や相談窓口を設置する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等について徴収猶予及び減免の措置等を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、当該公共的施設を適切に管理する。

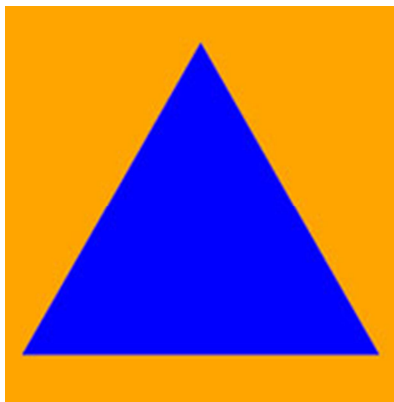
第 11 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下、特殊標章等という)の交付及び管理について以下に定める。(国民保護法第 157、158 条)

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。



イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

表面		裏面		
 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry		身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
		その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information :		
		血液型/Blood type		
		所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
		印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、以下に掲げる職員等に対し特殊標章を交付及び使用させる。

- (ア) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総論

武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのため平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下に定める。

第1 事態想定ごとの被害概要

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じる。
ダムの破壊	・下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中核に対する攻撃(庁舎、金融市場、電力施設等)	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が発生する。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が発生する。
--	---

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<放射性物質> ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○水源地に対する放射性物質の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・ 水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
<生物剤・毒素> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人に知られることなく散布することが可能である。 ・ 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性がある。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・ 水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
<化学剤> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がる。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じる。 ・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

第2 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、以下に定める。

市は、その管理する施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、県警察・消防機関等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発等、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずるよう努める。

第2章 緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。そのため、事態認定前の対処について以下に定める。

1 初動時情報連絡体制

市長は、緊急事態の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、他の関係機関へ連絡する。

2 国民保護等連絡室の設置

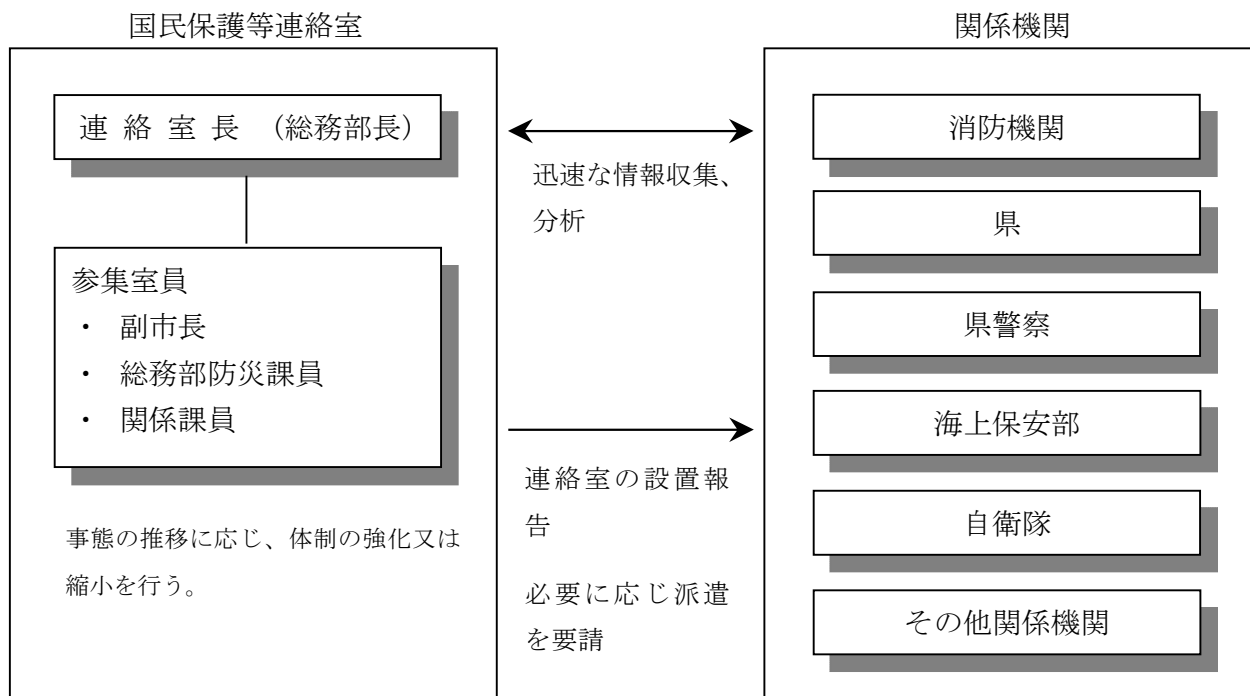
(1) 国民保護等連絡室の設置及び構成

市として、感染症の異常な発生等、国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合は、的確かつ迅速に対処するため、総務部長は、国民保護等連絡室を設置する。国民保護等連絡室は、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

(2) 情報収集及び関係機関との連携

国民保護等連絡室は、県警察、消防機関、自衛隊の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、市内を管轄する指定公共機関及び指定地方公共機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

【国民保護等連絡室の組織構成図】



3 国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 国民保護等緊急対策本部の設置

市長は、国における緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部を速やかに設置する。

(2) 国民保護等緊急対策本部の組織及び構成

国民保護等緊急対策本部の組織及び構成は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様とする。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部の廃止

国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を設置した後、国において事態認定が行われ、本市に対し国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を廃止する。

第2 市緊急対処事態対策本部の設置等

市が、緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について以下に定める。

1 市緊急対処事態対策本部の設置手順

(1) 市緊急対処事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、速やかに市緊急対処事態対策本部を設置する。

(2) その他設置関連項目

以下の設置関連項目については、市対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急対処事態対策本部員及び同本部職員の参集
- イ 市緊急対処事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 本部の代替機能の確保

2 その他市緊急対処事態対策本部関連事項

以下に関連事項については、市対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- イ 市緊急対処事態対策本部の組織構成及び機能
- ウ 市緊急対処事態対策本部における広報等
- エ 市現地対策本部の設置
- オ 現地調整所の設置
- カ 市緊急対処事態対策本部長の権限
- キ 市緊急対処事態対策本部の廃止
- ク 通信の確保

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について以下に定める。

1 基本的考え方(国民保護法第139条)

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送路等の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措

置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項について以下に定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理するライフライン施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害等により市の管理するライフライン施設及び設備が被災した場合において、本格的な復旧に向けて所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされている。よって市は、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について以下に定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償(国民保護法第 159、160 条)

市は、県国民保護計画に準じて以下の損失補償及び損害補償を行う。

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

ア 特定物資の収用及び保管命令

イ 土地、家屋又は物資の使用

ウ 土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用

エ 車両その他の物件の破損

(2) 損害補償

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

ア 住民の避難誘導への協力

イ 救援への協力

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

エ 保健衛生確保への協力

また、市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害賠償を行う。

3 市が救援の事務を行った場合の費用の支弁(国民保護法第 167 条)

国民保護措置等の実施について、国民保護法第 76 条 1 項の規定により、市が以下に示す救援に関する事務を行った際の費用は県が支弁することとなっている。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品などの供与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害等を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の供与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害等によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

また、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、市に一時的に立て替えさせることができることに留意する。

4 総合調整及び指示に係る損失の補てん(国民保護法第 168 条 1 項 4)

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。